

特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 東日本旅客鉄道株式会社
 - (2) 住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 喜勢 陽一
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 ・JR東日本新潟シテイクリエイト株式会社
・ほか141者
 - (2) 住 所 ・新潟市中央区笹口1丁目9番1
・ほか141者
 - (3) 代表者の氏名 ・代表取締役社長 小竹 宏行
・ほか141者
- 3 特定施設の名称
新潟駅周辺開発
- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
 - (1) 所在地 新潟市中央区花園一丁目185 外51筆
 - (2) 敷地の面積 61,389平方メートル
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
 - (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
既存宅地のため開発行為に係る工事は不要
 - (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
令和8年6月（予定）
- 6 特定施設の新設をする日
令和10年8月（予定）
- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
 - (1) 特定施設の床面積の合計
57,954.02平方メートル
 - (2) 特定施設の店舗面積の合計
35,185.98平方メートル
- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域
 - (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり約38,000人
 - (2) 特定施設の集客を予定している区域
新潟市、長岡市、三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、聖籠町及び田上町の区域
- 9 届出年月日
令和7年9月22日
- 10 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

- 11 縦覧期間
令和7年10月10日から令和8年1月10日まで
- 12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先
産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp